

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年11月4日（平成28年（行情）諮問第667号）

答申日：平成29年7月31日（平成29年度（行情）答申第169号）

事件名：特定事業場の産業医選任報告に係る文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定住所，特定事業場の産業医選任報告」（以下「本件対象文書」という。）につき，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について，諮問庁がその一部を不開示とすべきとしていることについては，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成28年7月25日付け大開第28-22号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

「2に記載の処分を取り消す。」との裁決を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，本件開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで不開示とした原処分を取り消すこととし，改めて開示決定することとする。その際，医師の氏名等法5条1号，2号イ及び4号に該当する情報については，不開示とすることが妥当と考える。

2 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求に係る文書は，「特定事業場の産業医選任報告」であり，特定事業場が所轄労働基準監督署に提出した産業医選任報告（以下「文書1」という。）並びに当該報告に添付されている選任した産業医に係る医師免許証の写し（以下「文書2」という。）及び選任した産業医が産業医としての要件を備えていることを証明する書面の写し（以下「文

書3」という。)を本件対象文書として特定した。

ア 産業医選任報告について

事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57条。以下「安衛法」という。）100条1項及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）13条2項に基づき、産業医を選任した時は、遅滞なく、安衛則様式第3号による産業医選任報告を所轄の労働基準監督署へ提出することが義務付けられている。

文書1の表面には、①選任報告の区分、②労働保険番号、③ページ数、④事業場の名称、⑤事業場の所在地、⑥事業の種類、⑦坑内労働又は有害業務（労働基準法施行規則18条各号に掲げる業務）に従事する労働者数、⑧坑内労働又は労働基準法施行規則18条1号、3号から5号まで若しくは9号に掲げる業務に従事する労働者数、⑨電話番号、⑩労働者数、⑪安衛則13条1項2号に掲げる業務に従事する労働者数、⑫被選任者氏名及びそのフリガナ、⑬選任年月日、⑭生年月日、⑮選任種別、⑯安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務、⑰専属の別、⑱他の事業場に勤務している場合は、その勤務先、⑲専任の別、⑳他の業務を兼職している場合は、その業務、総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要、産業医の場合は医籍番号等、辞任、解任等が行われた者の氏名及びそのフリガナ、辞任、解任等の年月日、参考事項、当該報告を行った年月日、当該報告を提出する労働基準監督署の名称、事業者職氏名、事業者及び代表者の印影及び所轄労働基準監督署の受付印が記載されており、裏面（項番とする。）には同様式に基づく備考が記載されている。

イ 選任した産業医に係る医師免許証の写しについて

事業者は、安衛法13条1項に基づき、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任することとされており、安衛則様式第3号裏面の備考の11において、産業医選任報告の場合は、医師免許証の写しを添付することとされている。このため、文書2は、文書1に添付されたものである。

文書2には、①原本照合に係る部分、②本籍地、③氏名、④生年月日、⑤合格した医師国家試験の施行年及び回数、⑥医師免許を交付する旨の本文、⑦医師免許証の交付年月日、⑧医籍番号、⑨厚生大臣の職名、⑩厚生大臣の氏名、⑪厚生大臣印影、⑫厚生省医務局長の職名、⑬厚生省医務局長の氏名、⑭厚生省医務局長の印影及び⑮所轄労働基準監督署の受付印が記載されている。

ウ 選任した産業医が産業医としての要件を備えていることを証明する書面の写し

産業医は、安衛則14条2項に規定する要件を備えた者でなければならないとされており、安衛則様式第3号裏面の備考の11において、産業医選任報告の場合は、当該様式別表コード1から7までのいずれかに該当することを証明する書面（又は写し）を、添付することとされている。このため、文書3は、文書1に添付されたものである。

文書3には、①産業医の氏名等当該産業医に係る情報、②当該産業医が上記コード1から7までのいずれかに該当することを証明する内容及び③所轄労働基準監督署の受付印が記載されている。

(2) 原処分の不開示理由に対する諮問庁の判断について

処分庁においては、本件開示請求については、本件対象文書である産業医選任報告の有無を明らかにするだけで、特定事業場の安衛法上の産業医選任義務及び法令遵守の状況等の有無の情報を開示することとなると考え、その存否を明らかにせず不開示とすべきと判断している。

しかしながら、諮問庁においては、上記(1)を踏まえて検討すると、上記(1)アの存否を答えることによって明らかになる情報は、「特定事業場が「産業医選任報告」を所轄労働基準監督署に提出して同監督署に受理された事実の有無」（以下「本件存否情報」という。）にとどまるものと認められる。

そうすると、上記事実が存在する場合、これを公にしても同事業場に何らかの不利益があるとは考え難く、逆に、上記事実が存在しない場合であっても、同監督署に報告した事実がないことを示すにとどまり、法令遵守の状況等までは明らかとならないのであるから、本件存否情報を公にしても、同事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、本件存否情報は、法5条各号の不開示情報を開示することになるとまでは認められないと判断した。

3 本件対象書の開示等の判断について

(1) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性について

本件対象文書のうち、文書1の⑫被選任者氏名及びそのフリガナ、⑭生年月日、⑯他の事業場に勤務している場合は、その勤務先、産業医の場合は医籍番号等、辞任、解任等が行われた者の氏名及びそのフリガナ並びに文書2の②本籍地、③氏名、④生年月日及び⑧医籍番号並びに文書3の①産業医の氏名等当該産業医に係る情報については、当該事業場の産業医等の個人に関する情報であって、特定

の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

また、文書2の①原本照合に係る部分、⑤合格した医師国家試験の施行年及び回数、⑦医師免許証の交付年月日、⑩厚生大臣の氏名及び⑬厚生省医務局長の氏名並びに文書3の②産業医が上記コード1から7までのいずれかに該当することを証明する内容については、当該産業医の履歴の一部を成すものであり、当該産業医の機微にわたる私的な情報に相当するものであるところ、これらを公にすることにより、知人等の一定範囲の者に産業医である特定個人が特定される可能性があり、これらの者に当該情報が明らかとなって当該産業医の権利利益を害するおそれがある。

したがって、これらの情報は法5条1号本文に該当し、かつ同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しないことから不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ該当性について

本件対象文書のうち、文書1の⑩労働者数、⑪労働安全衛生規則13条1項2号に掲げる業務に従事する労働者数、⑬選任年月日、⑰専属の別、⑲専任の別、⑳他の業務を兼職している場合は、その業務、辞任、解任等の年月日及び事業者及び代表者の印影については、公にされた場合、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、これらの情報は法5条2号イの不開示情報に該当するものである。

ウ 法5条4号該当性について

本件対象文書のうち、文書1の事業者及び代表者の印影については、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質を持つため、偽造により悪用されるおそれがあり、公にすることにより、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号の不開示情報に該当することから、不開示とすることが妥当である。

(2) 開示する部分について

原処分において不開示とした情報のうち、文書1の①選任報告の区分、②労働保険番号、④事業場の名称、⑤事業場の所在地、⑥事業の種類、⑨電話番号、⑮選任種別、当該報告を行った年月日、当該報告を提出する労働基準監督署の名称、事業者職氏名及び所轄労働基準監督署の受付印、文書2の⑥医師免許を交付する旨の本文、⑨厚生大臣の職名、⑪厚生大臣の印影、⑫厚生省医務局長の職名、⑭厚生省医務局長の印影

及び⑮所轄労働基準監督署の受付印並びに文書3の③所轄労働基準監督署の受付印については、法5条各号に規定する不開示情報に該当しないことから、開示することとする。

また、文書1の③ページ数、⑦坑内労働又は有害業務（労働基準法施行規則18条各号に掲げる業務）に従事する労働者数、⑧坑内労働又は労働基準法施行規則18条1号、3号から5号まで若しくは9号に掲げる業務に従事する労働者数、⑯安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務、総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要及び参考事項については、未記載かつ記載の有無を明らかにしても法5条各号に規定する不開示情報を開示することとならないことから、開示することとする。

さらに、文書1の裏面については、記載が見られるものの、法5条に規定する不開示情報に該当しないことから、その全てを開示することとする。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分を取り消し、本件対象文書を改めて部分開示決定することが妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年11月4日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月22日 | 審議 |
| ④ 平成29年6月29日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年7月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定住所、特定事業場の産業医選任報告」の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで法5条2号イの不開示情報を開示することとなるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにせず、不開示請求を拒否する不開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、理由説明書（上記第3）において、原処分を取り消し、別紙に掲げる文書1ないし文書3を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び4号に該当するとして不開示とすることが妥当であると説明するので、本件対象文書の見分結果を踏まえ、当該部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 文書1

当該文書は、産業医選任報告（安衛則様式第3号）である。

ア 当該文書の不開示部分のうち、「被選任者氏名」及び「フリガナ」、「生年月日」、「他の事業場に勤務している場合は、その勤務先」、「産業医の場合は医籍番号等」並びに「前任者氏名」及び「フリガナ」の各欄の記載内容は、それぞれ一体として、産業医の被選任者又は前任者についての法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分に該当すると認められるので、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 当該文書の不開示部分のうち、「労働者数」、「産業医の場合は、労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する労働者数」、「選任年月日」、「専属の別」、「専任の別」、「他の業務を兼職している場合は、その業務」及び「辞任、解任等の年月日」の各欄の記載内容は、特定事業場の安全衛生管理体制に係る内部情報であり、これらを公にすると、当該事業場の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 事業者及び代表者の印影について

当該部分は、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、上記イと同様の理由により、法5条2号イに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 文書2

当該文書は、特定産業医の医師免許証の写しであり、産業医選任報告の添付書面であり、特定産業医に係る本籍地、氏名、生年月日及び移籍番号の外、医師国家試験の施行年及び回数、医師免許証の交付年月日並びに厚生大臣等の氏名が不開示とされていることが認められる。

当該文書の不開示部分は、全体として、特定産業医に関する法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

次に、法6条2項による部分開示について検討すると、本籍地、氏名、生年月日及び医籍番号は、個人識別部分に該当すると認められるので、

同項による部分開示の余地もない。

その余の部分である医師国家試験の施行年及び回数、医師免許証の交付年月日並びにこれらを推測させ得る厚生大臣等の氏名は、特定産業医の医師の履歴の一部を成すものであり、当該産業医の一般的に他人に知られたくない情報であることから、これらを公にすると、医療関係者等一定範囲の者には産業医である特定個人が特定される可能性があり、これらの者に当該情報が明らかとなつて、当該産業医の権利利益を害するおそれがないとは認められないため、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 文書3

当該文書は、産業医選任報告の添付書面であり、選任された特定産業医が産業医としての要件を備えていることを証明する書面の写しであり、所轄労働基準監督署の受付印以外の具体的な内容は全て不開示とされている。

当該文書は、全体として、特定産業医に関する法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

次に、法6条2項による部分開示について検討すると、当該情報は特定産業医の履歴の一部を成すものであり、当該産業医の一般的に他人に知られたくない情報であることから、これを公にすると、医療関係者等一定範囲の者には産業医である特定個人が特定される可能性があり、これらの者に当該情報が明らかとなつて、当該産業医の権利利益を害するおそれがないとは認められないため、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁がその存否を明らかにした上で、その一部を同条1号、2号イ及び4号に該当するとして不開示とすべきとしていることについては、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別紙

- 文書 1 特定事業場が所轄労働基準監督署に提出した産業医選任報告
- 文書 2 文書 1 に添付されている選任した産業医に係る医師免許証の写し
- 文書 3 選任した産業医が産業医としての要件を備えていることを証明する書面の写し